

判決では一部取消しも、地裁で国側全面敗訴

パナソニックの外国子会社への 株式譲渡の評価額は合理的

パナソニックが外国子会社に譲渡した株式の譲渡価格が適正か否か、また、適正な評価額との差額が寄附金課税と移転価格税制のどちらの適用を受けるかを巡り争われていた事案で、東京地裁民事3部（篠田賢治裁判長）は令和7年5月28日、国側敗訴の判決を下した。

判決では、原処分庁による評価額は適正な価額よりも高いとして原処分の一部が取り消されたが（本誌915号参照）、地裁では国側の全面敗訴となった。

具体的な争点は、当該外国子会社が保有する子会社株式の算定（DCF法）における余剰現預金（非事業用資産）の額であったが、CMS預け金の全額を余剰現預金とすべきとの国の主張は斥けられ、その一部を余剰現預金とした原告の評価額が合理的とされた。

東京地裁、CMS預け金の全額を非事業用資産とする国の主張を排斥

事案の概要は図1のとおり。原告は、持株会社の機能を海外の各地域統括会社からオランダ子会社N社に統合するため、米国子会社A社の株式をN社に譲渡した。原告は、A社株式の評価に当たり、A社の保有資産のうち、100%子会社C社の株式をDCF法に基づき算定したが、その算定において、非事業用資産のうち余剰現預金の額を、偶発債務相

当額及び他社への出資金額の合計額1億9,770万米ドルと算定し、これによりA社株式の価額を64億1,500万米ドルと算定していた。

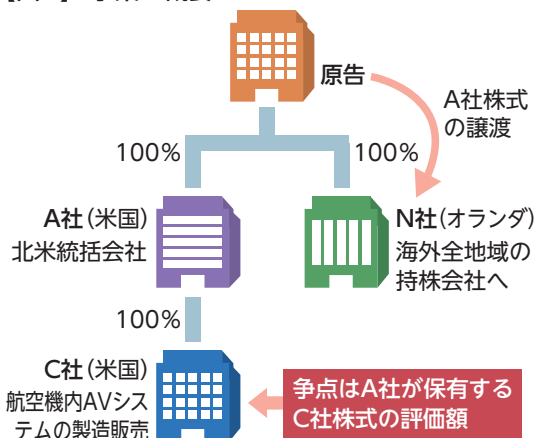
これに対し処分庁は、C社のCMS預け金の全額約5億6,134万米ドルを非事業用資産（余剰現預金）として算定すべきであり、これによりA社株式の評価額は約67億7864万米ドルとなるとして、更正処分等を行った。

国税不服審判所は、本件CMS預け金のうち定期預金3億米ドルを余剰現預金としてC社株式の評価額を算定すべきと判断、これによりA社株式の評価額を65億1,730万米ドルと算定し、原処分の一部を取り消していた。

C社は手元に現預金を保有する必要性高く

東京地裁はまず、C社株式の評価に当たっては、将来の収益力に着眼するDCF法を用

【図1】 事案の概要



【図2】 事案の用語

DCF法

$$\begin{array}{c} \text{評価額} \\ \text{(企業価値)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{将来フリー・キャッシュフロー}^* \\ \text{を現在価値に割り引いた総和} \\ \text{事業価値} \end{array} + \begin{array}{c} \text{非事業用資産} \\ \uparrow \\ \text{CMS預け金の全額か(国)、一部か(原告)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{負債の時価} \end{array}$$

※フリー・キャッシュ・フロー：企業の事業活動によって得られる経済的利益から事業活動維持のために必要な投資を差し引くなどして算定した金額。

CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)

企業グループ内において、親会社や金融子会社に設けた専用口座でグループ全体の資金を一元的に管理・運営するシステム。C社のCMS預け金は、A社を経由してグローバル財務拠点に日々集約されていた。

CCC金額

原告の企業グループで採用されているCCC指標^{*}の一つ。

売掛債権＋棚卸資産－買掛債務

C社では、既に投下済みの資金に加えて追加で必要となり得る資金需要の指標を示すものと捉えている。

※CCC指標(キャッシュ・コンバージョン・サイクル指標)：キャッシュ化速度を可視化するための財務指標。

いることが適切であるとした。

その上で、原告の評価の合理性を検討したところ、余剰現預金の額について、C社の保有現預金の月末残高推移を参照する方法により事業用現預金の額を推定した上で、個別具体的な事情を勘案して上方修正した算定過程に特段不合理な点はないとした。

また、C社は、航空機ビジネスという事業を円滑に遂行するべく、買掛債務の支払や棚卸資産の維持、突然の資金需要に対応するために手元に現預金を保有しておく必要性が高く、CCC金額(図2参照)と同程度の現預金を事業に必要な現預金として保有しておくという経営方針を採用することは合理的であり、事業用現預金の額を検証する際にCCC金額を参考とすることにも合理性があるとした。

その上で、原告が算定した事業用現預金の額3億7,109万6,000米ドルは、平成28年12月末の直近1年間の各四半期末におけるCCC金額の幅の中に収まっていることから、一定の合理性を有すると評価した。

保有形態により事業用・非事業用区別できず

一方、処分行政庁による評価の合理性については、C社口座に預けられた資金は事業に必要な資金であるか余剰資金であるかを問わず、全て自動的にオートスイープによりA社口座に集約されており、C社の保有する現預金と本件CMS預け金との違いは、入金タイミングというオートスイープの仕組みにより生じたものにすぎないと指摘した。

また、本件評価基準日を含む平成28年12月において本件CMS預け金から多額の買掛債務の支払等が行われている事実なども指摘し、現預金の保有形態に着目して事業用現預金の額を算定し、本件CMS預け金の全額を余剰現預金とした処分行政庁の算定方法に合理性があるとはいえないとした。

このほか、国の予備的主張である裁決による評価の合理性についても、本件CMS預け金のうち定期預金と普通預金との間には機能的に有意な差異はないため、これらを区別する合理的な理由はないとして、国の主張を斥けている。